

## 介護予防ポイント事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、被保険者（第1号被保険者に限る。以下同じ。）が行う介護支援活動等及び生活支援活動に対して交付金を交付する事業（以下「介護予防ポイント事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出の機会の増加及び社会参加並びに就労的活動支援の推進を図り、もって被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の例による。

2 この要綱において「介護支援活動等」とは、別表1に掲げる介護保険施設（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）、介護給付若しくは予防給付に係るサービスを提供する事業所（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）（以下これらを「介護保険施設等」という。）又は障がい者支援施設（本市が所管しているものに限る。）、別表1に掲げる障がい福祉サービスを提供する事業所（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）（以下これらを「障がい者施設等」という。）又は障がい児入所施設（本市が所管しているものに限る。）、別表1に掲げる障がい児通所支援を提供する事業所（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）（以下これらを「障がい児施設等」という。）又は保育所（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）、幼稚園（本市が所管しているもののほかは、本市の市域内に所在するものに限る。）、認定こども園（本市の市域内に所在するものに限る。）（以下これらを「保育所等」という。）であって、第11条第1項の規定による登録を受けたもの（以下「受入施設等」という。）において行われる次の各号に掲げる活動（法令の規定により受入施設等の職員が行うべき業務に係る活動、報酬が支払われる活動及び専ら第7条第1項の規定による登録を受けた者（以下「活動登録者」という。）の家族その他の親族を対象として行われる活動を除く。）及び本市が実施する催しその他行事における活動をいう。

(1) 介護保険施設等にあっては、次のアからクに掲げる活動をいう。

- ア 受入施設等において行われる行事又はレクリエーション等の指導又は補助
- イ 受入施設等に入所又は利用している被保険者（以下この号において「入所者等」という。）との談話
- ウ 入所者等の食事介助又は入浴介助の補助
- エ 入所者等の移動の補助
- オ 受入施設等の清掃
- カ 衣服の繕い、洗濯物の整理又はベッドメーキング

- キ 前記アからカに掲げるもののほか、受入施設等の職員が行う業務の補助（軽微なものに限る。）
- ク 前記アからキに掲げる活動に向けて受入施設等で行う活動（引継ぎを含む。）
- (2) 障がい者施設等にあっては、次のケからタに掲げる活動をいう。
- ケ 受入施設等において行われる行事又はレクリエーション等の指導又は補助
- コ 受入施設等に入所又は利用している者（以下この号において「入所者等」という。）との談話
- サ 入所者等の食事介助又は入浴介助の補助
- シ 入所者等の移動の補助
- ス 受入施設等の清掃
- セ 衣服の繕い、洗濯物の整理又はベッドメーキング
- ソ 前記ケからセに掲げるもののほか、受入施設等の職員が行う業務の補助（軽微なものに限る。）
- タ 前記ケからソに掲げる活動に向けて受入施設等で行う活動（引継ぎを含む。）
- (3) 障がい児施設等にあっては、次のチからノに掲げる活動をいう。
- チ 受入施設等において行われる行事や遊びなどの補助
- ツ 受入施設等を利用している児童（以下「利用児童」という。）の通所時の安全確認補助
- テ 利用児童への食事やおやつの提供補助
- ト 受入施設等の花壇や菜園等の手入れ及び水やり
- ナ 受入施設等の清掃
- ニ 利用児童の散歩や遠足等の外出時の補助
- ヌ 受入施設等において行われる洗濯及び洗濯物の整理
- ネ 前記チからヌに掲げるもののほか、受入施設等の職員が行う業務の補助（軽微なものに限る。）
- ノ 前記チからネに掲げる活動に向けて受入施設等で行う活動（引継ぎを含む。）
- (4) 保育所等にあっては、次のハからメに掲げる活動をいう。
- ハ 受入施設等において行われる行事や遊びなどの補助
- ヒ 受入施設等を利用している児童（以下「園児」という。）の登降園時の安全確認
- フ 園児への給食やおやつの提供補助
- ヘ 受入施設等の花壇や菜園等の手入れ及び水やり
- ホ 受入施設等の清掃
- マ 園児の散歩や遠足等の外出時の補助
- ミ 受入施設等において行われる洗濯及び洗濯物の整理
- ム 前記ハからミに掲げるもののほか、受入施設等の職員が行う業務の補助（軽微なものに限る。）
- メ 前記ハからムに掲げる活動に向けて受入施設等で行う活動（引継ぎを含む。）
- 3 この要綱において「生活支援活動」とは、住民の助け合いによる生活支援活動事業受託事業者が行うコーディネートにより、活動登録者から支援を受ける者（以下「利用者」という。）の居宅等において行う掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付け老計第10号）に規定する生活援助をいう。）のための活動及び利用者が行う買物、通院又は薬の受取りの同行（以下「生活援助活動等」という。）

並びに利用者に対して行う次の各号に掲げる活動（生活援助活動等と一体的に行われるものであって軽微なものに限る。）であって1回当たり概ね60分以内で行われる活動（大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月21日制定）第7条第2項に規定する利用料以外の報酬が別に支払われる活動及び専ら活動登録者の家族その他の親族を対象として行われる活動を除く。）をいう。

- (1) 利用者の居宅において行われる電球交換、部屋の模様替え、植木の水やり又は庭の草取り
- (2) 利用者の居宅において行われる居宅要支援被保険者等との談話
- (3) 利用者の見守り
- (4) 利用者が飼育するペットの世話
- (5) 利用者が行う買物、通院又は薬の受取り以外の外出の付き添い
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者に対して行う生活援助活動等以外の日常生活上の支援
- (7) 前各号に掲げる生活支援活動に向けた引継ぎを含めた活動

#### (事務の委託)

第3条 市長は、介護予防ポイント事業の実施にあたり、第7条第1項の登録を受けようとする申請者（以下「活動登録申請者」という。）からの申請書の受付、活動登録申請者に対する介護支援活動等に関する研修の実施その他の事務を委託することができる。

#### (交付金の交付)

第4条 市長は、この要綱の定めるところにより、活動登録者が行う介護支援活動等及び生活支援活動に対する交付金として、介護支援活動等及び生活支援活動交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

- 2 前項の交付金は、活動登録者の請求に基づき、当該活動登録者又は当該活動登録者の指定する団体・寄附先（別表2に定めるものに限る。以下同じ。）に対して交付するものとする。（交付金の交付を受けようとする評価ポイント（第5条第1項に規定する評価ポイントをいう。以下この項において同じ。）が6ポイント以上の場合に限る。）
- 3 前項の規定にかかわらず、活動登録者が事前に「介護支援活動等及び生活支援活動交付金自動交付申請書」（様式第9号）により申請した場合であって、評価ポイントが第2条第2項の介護支援活動等に対する評価ポイントは年100ポイント、同条第3項の生活支援活動に対する評価ポイントは月60ポイントに達したときは、当該活動登録者に対して交付する。

#### (交付金の額)

第5条 交付金は、第16条第2項及び第17条第2項に規定する評価の単位（以下「評価ポイント」という。）に応じて交付するものとし、その額は、1ポイントにつき100円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第18条第1項の申請をしようとする日の属する年の前々年以前に受けた第16条第1項及び第17条第1項の評価に係る評価ポイントについては、交付金を交付しない。
- 3 第2条第2項の介護支援活動等に対する評価ポイントについては、毎年1月1日から12月31日までの間において交付の決定を受ける交付金の額が、10,000円を超えることはできない。

(交付の制限)

第6条 第18条第1項の申請をしようとする活動登録者（以下「交付申請者」という。）が、当該申請をした日において本市が行う介護保険の保険料を滞納しているときは、当該交付申請者に対しては交付金を交付しない。

(活動登録者の登録)

第7条 交付金の交付を受けるものとして介護支援活動等及び生活支援活動を行おうとする被保険者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 活動登録申請者は、「大阪市介護予防ポイント事業登録申請書」（様式第1号）を、第3条の規定により市長が事務を委託した者（以下「管理機関」という。）を経由して市長に提出しなければならない。
- 3 登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の登録を受けることができない。
  - (1) 本市が行う介護保険の被保険者でない者
  - (2) 本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者
  - (3) 介護支援活動等を行う場合、介護支援活動等に関する研修であって市長が指定するものを受けていない者
  - (4) 生活支援活動を行う場合、介護支援活動等に関する研修であって市長が指定するもの及び生活支援活動に関する研修であって市長が指定するものの両方を受けていない者
  - (5) 第9条第2号の規定に該当することにより第10条第1項の規定により登録を消除された者
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- 4 市長は、第1項の登録をしたときは、その旨を登録申請者に通知するとともに、介護支援活動等及び生活支援活動手帳（以下、「手帳」という。）を交付するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第8条 活動登録者は、前条第1項の規定により登録を受けた事項に変更があったときは、「大阪市介護予防ポイント事業登録事項変更届出・登録消除申請書」（様式第2号）により、速やかに管理機関を経由してその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、活動登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第7条第1項の登録を取り消すものとする。

- (1) 第7条第3項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき
- (2) 第21条第1項各号に該当し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき

(登録の消除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の登録を消除するものとする。

- (1) 前条の規定により第7条第1項の登録を取り消したとき

(2) 活動登録者から第7条第1項の登録の消除の申請があったとき

2 前項第2号の規定による登録の消除の申請をしようとする活動登録者は、「大阪市介護予防ポイント事業登録事項変更届出・登録消除申請書」（様式第2号）を、管理機関を経由して市長に提出しなければならない。

(受入施設等の登録)

第11条 介護支援活動等の場を提供するものとして活動登録者を受け入れようとする介護保険施設等の開設者等（開設者及び事業所を設置する者をいう。以下同じ。）、障がい者施設等の開設者等、障がい児施設等の開設者等又は保育所等の設置者（以下「受入申請者」という。）は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、介護保険施設等、障がい者施設等、障がい児施設等及び保育所等ごとに行う。
- 3 第1項の登録を受けようとする受入申請者は、「大阪市介護予防ポイント事業受入施設登録申請書」（様式第3-1号、第3-2号、第4-1号、第4-2号）を、管理機関を経由して市長に提出しなければならない。
- 4 第13条の規定に基づき、受入登録施設等の登録の取消しを受けた介護保険施設等、障がい者施設等、障がい児施設等又は保育所等は、第1項の登録を受けることができない。
- 5 市長は、第1項の登録をしたときは、その旨を受入申請者に通知するものとする。

(受入施設等の登録事項の変更の届出)

第12条 前条第1項の規定により登録を受けた介護保険施設等の開設者等、障がい者施設等の開設者等、障がい児施設等の開設者等又は保育所等の設置者（以下「受入施設等の開設者等」という。）は、登録を受けた事項に変更があったときは、「大阪市介護予防ポイント事業受入施設登録事項（変更届・消除申請）」（様式第5号、第6号）により、速やかに管理機関を経由してその旨を市長に届け出なければならない。

(受入施設等の登録の取消し)

第13条 市長は、受入施設等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第11条第1項の登録を取り消すものとする。

- (1) 施設等の指定（介護老人保健施設にあっては開設の許可、保育所等（本市が所管する幼稚園を除く。）にあっては設置の認可）を取り消されたとき
- (2) 本市が所管する幼稚園にあっては市長が廃止を決定したとき
- (3) 活動登録者の適切な受入れができないと市長が認めるとき

(受入施設等の登録の消除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の登録を消除するものとする。

- (1) 前条の規定により第11条第1項の登録を取り消したとき
  - (2) 受入施設等の開設者等から第11条第1項の登録の消除の申請があったとき
- 2 前項第2号の規定による登録の消除の申請をしようとする受入施設等の開設者等は、「大阪市介護予防ポイント事業受入施設登録事項（変更届・消除申請）」（様式第5号、第6号）に

より、管理機関を経由して市長に提出しなければならない。

(秘密保持等)

第15条 活動登録者は、正当な理由なく、介護支援活動等及び生活支援活動に關し知りえた個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。活動登録者を退いた後も、同様とする。

(介護支援活動等の評価等)

第16条 活動登録者が介護支援活動等を行った受入施設等の開設者等は、活動登録者が介護支援活動等を行ったときは、当該活動登録者が行った介護支援活動等の時間及び内容を評価するものとする。

2 前項の評価は、次の各号に掲げる介護支援活動等を行った時間の区分に応じ、当該各号に定める単位により行うものとする。ただし、活動登録者が1日に受けることができる評価は、1の受入施設等につき1度までとし、2ポイントを限度とする。

- (1) 2時間未満 1ポイント
- (2) 2時間以上 2ポイント

3 受入施設等の開設者等は、第1項の評価をしたときは、評価ポイントに応じて手帳に証印等をするものとする。

4 受入施設等の開設者等は、第2項の規定による評価を行ったときは、1月分を取りまとめた上で、翌月10日までに、所定の様式等により管理機関を経由して市長に報告しなければならない。

(生活支援活動の評価等)

第17条 活動登録者が生活支援活動を行ったときは、当該活動登録者と生活支援活動の提供を受けた利用者との活動調整を行った者（本市から当該業務の実施を受託した者に限る。以下「生活支援活動事業者」という。）は、当該活動登録者が行った生活支援活動の内容を評価するものとする。

2 前項の評価は、生活支援活動1回につき6ポイントとする。

3 生活支援活動事業者は、第1項の評価をしたときは、評価ポイントに応じて手帳に証印等をするものとする。

4 生活支援活動事業者は、第2項の規定による評価を行ったときは、1月分を取りまとめた上で、翌月10日までに、所定の様式等により管理機関を経由して市長に報告しなければならない。

(交付の申請)

第18条 交付金の交付を受けようとする活動登録者は「介護支援活動等及び生活支援活動交付金交付申請書」（様式第7号）により管理機関を経由して、市長に交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付金を団体・寄附先に寄附しようとする活動登録者は、「介護支援活動等及び生活支援活動交付金交付申請書（寄附申込用）」（様式第8号）により管理機関を経由して、市長に交付の申請をしなければならない。ただし、この申請は毎年12月1日から12月31日までに行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第3項の規定により交付金を交付する場合は、当該活動登録者からの交付の申請があったものとみなす。

(交付の決定等)

第19条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る第16条第1項及び第17条第1項の評価が適正に行われているかどうか、評価ポイントに誤りがないかどうか等を調査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して交付申請者に通知するものとする。

(決定の通知)

第20条 市長は、交付金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して交付申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第21条 市長は、交付金の交付をした活動登録者（以下「交付金交付登録者」という。）が次の各号に該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金の交付の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して交付金交付登録者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第22条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、介護支援活動等及び生活支援活動の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

2 平成27年中に交付の決定をする交付金については、第5条第3項中「毎年1月1日から12月31日まで」とあるのは「平成27年10月1日から同年12月31日まで」と、「8,000円」とあるのは「2,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項、第4条第2項、第5条第4項、第7条第3項第4号並びに第17条の規定は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）
- 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）
- 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）
- 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所生活介護をいう。）
- 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）
- 指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）
- 指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護事業所をいう。）
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）
- 指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）
- 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）
- 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- 指定療養介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障がい福祉サービス基準」という。）第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。）
- 指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）
- 指定短期入所事業所（指定障がい福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。）
- 指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）
- 指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定

自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）

指定就労移行支援事業所（指定障がい福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。）

指定就労継続支援A型事業所（指定障がい福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）

指定就労継続支援B型事業所（指定障がい福祉サービス基準第115条第3項第1号に規定する指定就労継続支援B型事業所をいう。）

指定共同生活援助事業所（指定障がい福祉サービス基準第280条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障がい福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障がい福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）

指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項及び第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）

指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）

別表2（第4条第2項関係）

寄附団体	寄附先
大阪市	福祉関係（全般）
	福祉関係（障がい者スポーツ振興）
社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	善意銀行
	大阪市ボランティア・市民活動振興積立金

年 月 日

大阪市長 あて

## 大阪市介護予防ポイント事業 登録申請書

大阪市介護予防ポイント事業に活動登録したいので、次のとおり申請します。

また、大阪市介護予防ポイント事業の実施にあたって、介護保険料の納付状況等や当該事業での活動により要介護状態等が維持・改善したことを確認するための介護保険に関する情報を閲覧することに同意します。

記

↓太枠の中を記載してください。

フ リ ガ ナ										
申 請 者 氏 名										
生 年 月 日 (該当する元号に○ を付けてください)	明治 大正 昭和	年	月	日	生まれ					
住 所	〒 — 大阪市 区									
電 話 番 号	自宅 ( ) 携帯番号 ( )									
介 護 保 險 被 保 險 者 番 号										
(任意記載) 希望する施設や活動内容 (該当の□に☑を入れてください) (いくつでも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 希望する施設</li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険施設・事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 障がい者施設・事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 障がい児施設・事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・認定こども園</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 希望する活動内容</li> <li><input type="checkbox"/> 行事、レクリエーションや遊びなどの補助</li> <li><input type="checkbox"/> 話し相手</li> <li><input type="checkbox"/> 食事介助やおやつ提供の補助 (テーブル拭き、配膳等)</li> <li><input type="checkbox"/> 入浴介助の補助 (整髪等)</li> <li><input type="checkbox"/> 清掃 (利用者や子どもたちが使用する場所)</li> <li><input type="checkbox"/> 花壇や菜園の手入れや水やり</li> <li><input type="checkbox"/> 移動や外出時 (散歩や遠足) の補助</li> <li><input type="checkbox"/> 洗濯及び洗濯物の整理整頓やベッドメーキング</li> <li><input type="checkbox"/> 登降園時等の安全確認</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ( )</li> </ul>									
収集した個人情報は、大阪市が実施する介護予防事業の案内送付に使用することがあります。 案内送付に使用することに同意しない場合のみ「✓」をしてください。 <input type="checkbox"/> 同意しない										

※収集した個人情報等について、個人を特定できないデータとして統計学的に集計し、研究等に活用させていただく場合があります。

※住所や電話番号が変わったとき、登録をやめたいときは、届出・申請が必要です。

年 月 日

大阪市長 あて

届出者・申請者

※変更前

登録の  
住 所 大阪市 区

氏 名

電話番号 (自宅・携帯) ( )

※日中連絡がつく電話番号

大阪市介護予防ポイント事業 登録事項変更届出 登録消除申請 書

大阪市介護予防ポイント事業の登録事項について、次のとおり届出・申請します。

記

フ リ ガ ナ										
被 保 険 者 氏 名										
介 護 保 険 被 保 険 者 番 号										

## 【変更内容届】

↓変更のある項目のみ記載してください。

変 更 後 の 住 所	〒 一 大阪市 区									
変 更 後 の 電 話 番 号	自宅 ( )					携帯番号 ( )				

## 【消除申請】

 私は、大阪市介護予防ポイント事業の活動登録の消除を申請します。

年 月 日

大阪市長 あて

主たる事務所所在地 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 法人を代表する者の氏名 \_\_\_\_\_

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録申請書

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設として、活動登録者が介護支援活動を行うための受入に協力しますので、次のとおり申請します。

## 記

施設・事業所名									
施設・事業所種別	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）	<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護事業所							
	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護事業所							
	<input type="checkbox"/> 介護医療院	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所							
	<input type="checkbox"/> 特定施設（地域密着型を含む。）	<input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護事業所							
	<input type="checkbox"/> 通所介護事業所（地域密着型を含む。）	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業所							
	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション事業所	<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護事業所							
	施設・事業所所在地								
介護保険事業所番号									
受入可能な活動内容 (該当の□に☑を入れてください)	<input type="checkbox"/> ① 行事、レクリエーションなどの補助 <input type="checkbox"/> ② 話し相手 <input type="checkbox"/> ③ 食事介助の補助（テーブル拭き、配膳、お茶出し等） <input type="checkbox"/> ④ 入浴介助の補助（整髪等） <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃（入所者・利用者が使用する場所） <input type="checkbox"/> ⑥ 館内移動・外出（散歩等）の補助 <input type="checkbox"/> ⑦ 衣服の縫い、洗濯物の整理、ベッドメーキング <input type="checkbox"/> ⑧ その他（ ） 								
担当者名									
連絡先	電話 ( ) FAX ( ) E-mail @								

※E-mailの記入の際には、アルファベットや記号の誤りにご注意ください。  
 (例 "n"と"h"、"0"と"6"、"-"と"\_" )

年 月 日

大阪市長 あて

主たる事務所所在地 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 法人を代表する者の氏名 \_\_\_\_\_

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録申請書

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設として、活動登録者が介護支援活動を行うための受入に協力しますので、次のとおり申請します。

## 記

施設・事業所名										
施設・事業所種別	<input type="checkbox"/> 障がい者支援施設		<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能・生活）事業所							
	<input type="checkbox"/> 療養介護事業所		<input type="checkbox"/> 就労移行支援事業所							
	<input type="checkbox"/> 生活介護事業所		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型・B型）事業所							
	<input type="checkbox"/> 短期入所事業所		<input type="checkbox"/> 共同生活援助事業所							
施設・事業所所在地										
事業所番号										
受入可能な活動内容 (該当の□に☑を入れてください)	<input type="checkbox"/> ① 行事、レクリエーションなどの補助 <input type="checkbox"/> ② 話し相手 <input type="checkbox"/> ③ 食事介助の補助（テーブル拭き、配膳、お茶出し等） <input type="checkbox"/> ④ 入浴介助の補助（整髪等） <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃（入所者・利用者が使用する場所） <input type="checkbox"/> ⑥ 館内移動・外出（散歩等）の補助 <input type="checkbox"/> ⑦ 衣服の繕い、洗濯物の整理、ベッドメーキング <input type="checkbox"/> ⑧ その他（ ） 									
担当者名										
連絡先	電話 ( )		FAX ( )		E-mail @					

※E-mailの記入の際には、アルファベットや記号の誤りにご注意ください。  
 (例 "n"と"h"、"0"と"6"、"—"と"\_" )

年 月 日

大阪市長 あて

主たる事務所地 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 法人を代表する者の氏名 \_\_\_\_\_

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録申請書

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設として、活動登録者がこども支援活動を行うための受入に協力しますので、次のとおり申請します。

## 記

施設名		
施設種別	<input type="checkbox"/> 公立保育所	<input type="checkbox"/> 私立保育所
	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼保連携型・保育所型・幼稚園型）	
施設所在地		
受入可能な活動内容 (該当の□に☑を入れてください)	<input type="checkbox"/> ① 行事、遊びなどの補助 <input type="checkbox"/> ② 登降園時の安全確認 <input type="checkbox"/> ③ 給食・おやつの提供補助（テーブル拭き、お茶出し等） <input type="checkbox"/> ④ 花壇や菜園の手入れや水やり <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃（子どもたちが使用する場所） <input type="checkbox"/> ⑥ 外出時（散歩や遠足）の補助 <input type="checkbox"/> ⑦ 洗濯及び洗濯物の整理整頓 <input type="checkbox"/> ⑧ その他（ ））	
担当者名		
連絡先	電話 ( )	FAX ( )
	E-mail @	

※E-mailの記入の際には、アルファベットや記号の誤りにご注意ください。  
 (例 "n"と"h"、"0"と"6"、"-"と"\_" )

年 月 日

大阪市長 あて

主たる事務所所在地 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 法人を代表する者の氏名 \_\_\_\_\_

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録申請書

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設として、活動登録者がこども支援活動を行うための受入に協力しますので、次のとおり申請します。

記

施設・事業所名									
施設・事業所種別	<input type="checkbox"/> 障がい児入所施設				<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス事業所				
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)								
施設・事業所所在地									
事業所番号									
受入可能な活動内容 (該当の□に☑を入れてください)	<input type="checkbox"/> ① 行事、遊びなどの補助 <input type="checkbox"/> ② 通所時の安全確認補助 <input type="checkbox"/> ③ 食事・おやつの提供補助(テーブル拭き、お茶出し等) <input type="checkbox"/> ④ 花壇や菜園の手入れや水やり <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃(子どもたちが使用する場所) <input type="checkbox"/> ⑥ 外出時(散歩や遠足)の補助 <input type="checkbox"/> ⑦ 洗濯及び洗濯物の整理整頓 <input type="checkbox"/> ⑧ その他( )								
担当者名									
連絡先	電話 ( )		FAX ( )		E-mail @				

※E-mailの記入の際には、アルファベットや記号の誤りにご注意ください。  
 (例 "n"と"h"、"0"と"6"、"—"と"\_" )

年 月 日

大阪市長 あて

主たる事務所の所在地

法人名

法人を代表する者の氏名

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録事項（変更届・消除申請）

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設の登録事項について、次のとおり届出・申請します。

記

## 1 対象となる施設・事業所（介護保険施設等・障がい者施設等・障がい児施設等）

施設・事業所名										
事業所番号										

## □2 変更となる内容 ※登録内容に変更がある項目のみ記載し、提出してください。

	変更前	変更後
施設・事業所名称		
事業所番号		
施設・事業所所在地		
連絡先	電話 ( ) FAX ( )	電話 ( ) FAX ( )

## □3 大阪市介護予防ポイント事業の受入施設の登録事項の消除を申請します。

大阪市長 あて

主たる事務所地 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 法人を代表する者の氏名 \_\_\_\_\_

## 大阪市介護予防ポイント事業 受入施設登録事項（変更届・消除申請）

大阪市介護予防ポイント事業の受入施設の登録事項について、次のとおり届出・申請します。

記

## 1 対象となる保育所・幼稚園・認定こども園

施設名	
-----	--

## □2 変更となる内容 ※登録内容に変更がある項目のみ記載し、提出してください。

	変更前	変更後
施設名称		
施設所在地		
連絡先	電話 ( ) FAX ( )	電話 ( ) FAX ( )

## □3 大阪市介護予防ポイント事業の受入施設の登録事項の消除を申請します。

年 月 日

大阪市長 あて

申請者

住 所 大阪市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名 \_\_\_\_\_

## 介護支援活動等及び生活支援活動交付金交付申請書

次のとおり、介護支援活動等及び生活支援活動交付金の交付を申請します。  
なお、交付金の支払は、別途申し出た指定口座に振り込んでください。

記

↓太枠の中を記載してください。

フ リ ガ ナ									
被 保 険 者 氏 名									
介 護 保 険 被 保 険 者 番 号	電話番号 ( _____ - _____ - _____ )								
交付金の交付を申請 するポイント数及び 交付金の額	(1)施設活動(介護支援活動及び保育支援活動) ※換金できる上限額は年間10,000円までです。								
	①( ) ポイント ②( ) 円 ↑①はポイント数、②は①×100円の金額を記載してください。								
	(2)在宅活動(生活支援活動)								
	①( ) ポイント ②( ) 円 ↑①はポイント数、②は①×100円の金額を記載してください。								

年 月 日

大阪市長 あて

申請者

住 所 大阪市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 介護支援活動等及び生活支援活動交付金交付申請書（寄附申込用）

次のとおり、介護支援活動等及び生活支援活動交付金の交付を申請します。

なお、交付金は下記に指定する寄附団体へ寄付しますので、当該団体へ振り込んでください。

記

↓太枠の中を記載してください。

フリガナ											
被保険者氏名		電話番号(ーーーー)									
介護保険 被保険者番号											
寄附金額 (交付金の交付を申請するポイント数及び交付金の額)	(1)施設活動(介護支援活動及び保育支援活動) ※換金できる上限額は年間10,000円までです。										
	(1)( )ポイント					(2)( )円					
	(2)在宅活動(生活支援活動)										
	(1)( )ポイント					(2)( )円					
寄附先(寄附団体)		<input type="checkbox"/> ① 福祉関係(全般)【大阪市】 障がいのある方や高齢者が自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、暮らしの場や活動の場となる環境の整備のための施策に活用します。 <input type="checkbox"/> ② 福祉関係(障がい者スポーツ振興)【大阪市】 障がい者スポーツの普及に活用します。 <input type="checkbox"/> ③ 善意銀行【大阪市社会福祉協議会】 地域福祉の推進に係る事業に活用します。 <input type="checkbox"/> ④ 大阪市ボランティア・市民活動積立金【大阪市社会福祉協議会】 福祉ボランティア活動を行う団体を育成・支援するための助成金に活用します。									
個人情報の通知の同意		<input type="checkbox"/> 寄附先に氏名、住所、寄附金額を通知することに同意します									
受領書の発行については、別途寄附団体にお申し出ください。 また、受領書の発行は、大阪市から寄附先への振込完了後（3月末予定）となります。予めご了承ください。											

年 月 日

大阪市長 あて

申請者

住 所 大阪市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名 \_\_\_\_\_

## 介護支援活動等及び生活支援活動交付金自動交付申請書

次のとおり、介護支援活動等及び生活支援活動交付金の自動交付を申請します。  
なお、交付金の支払は、別途申し出た指定口座に振り込んでください。

記

↓太枠の中を記載してください。

フ リ ガ ナ									
被 保 険 者 氏 名									
介 護 保 険 被 保 険 者 番 号	電話番号 ( _____ - _____ - _____ )								
交付金の交付を自動交付 による申請とする交付金	(1)施設活動(介護支援活動及び保育支援活動) ※自動交付の対象は獲得した評価ポイントが年100ポイント(10,000円)に達した場合です。								
	<input type="checkbox"/> 交付金の自動交付を申請します。								
	(2)在宅活動(生活支援活動) ※自動交付の対象は獲得した評価ポイントが60ポイント(6,000円)に達した場合です。 また、60ポイントに達した月に保有している全ポイントを交付します。								
<input type="checkbox"/> 交付金の自動交付を申請します。									

※自動交付に同意した場合でも、獲得した評価ポイントが自動交付の対象とならなかった場合(施設活動は年100ポイント(10,000円)未満、在宅活動は月60ポイント(6,000円)未満)は、介護支援活動等及び生活支援活動交付金交付申請書(様式第7号)の提出が必要です。